

気象警報が発令されたとき

1. 学校、自宅、通学途上のいずれかの場所を含む地域に「暴風」、「暴風雪」、「特別」警報が発令された場合

(1) 登校前に発令された場合

- ①午前6時に警報が発令されている場合は、午前の授業は行わない。
- ②午前6時から午前11時までに解除された場合は、5限以降の授業を行う。
- ③午前11時に、警報が継続されているときは、当日の授業を行わない。

※定期テスト・行事日・土曜講座・長期休暇中の補習・部活動については、午前6時に上記警報が発令されている場合は、原則終日休校とする。

※警報が解除された場合でも通学経路の安全が確保されていない場合は、時間を問わず自宅待機とする。その際は必ず学校に連絡をする。

※警報発令にともなう指示は学校からしない。

(2) 登校中（午前6時～午前8時40分）に発令された場合

- ①自分の身の安全を確保することを最優先し、帰宅可能と判断した場合は、直ちに帰宅する。
- ②帰宅後は自宅待機とし、(1)の②、③に従う。

(3) 登校後に発令された場合

- ①授業を即時中止するとともに、生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（校内において待機など）を迅速に行う。
- ②校内で待機させた場合は、生徒を安全に下校させうると判断できるまでは下校させない。
- ③安全の確認ができたのちに、一斉メール配信などにより、保護者への連絡を行い、下校させる。

※警報が発令されていないが、気象状況を考慮して、当日の授業を中止し、速やかに下校させることもある。

※校外学習・休日の部活動・大会出場などの場合については、原則上記の内容を当てはめるが、引率教諭・顧問・大会主催者の指示に従う。

※愛知県私学協会または愛知県教育委員会が休校を決定した場合は、本校も同じく休校とする。また、愛知県以外に在住の生徒は、自宅所在地の県私学協会または県教育委員会が休校を決定した場合は登校しない。

※なお、休校とした場合はその分の授業を補充するための授業（補充授業）を行うこともある。

2. 上記に該当しない場合でも、災害の恐れがあるときや通学路が冠水など、通行不能や登校が危険な状態であると判断された場合は、登校を控える。この場合、必ず学校に連絡をする。

地震(震度 5 強以上)が発生したとき

1. 学校、自宅、通学途上のいずれかの場所を含む地域に、震度 5 強以上の地震が発生した場合

(1) 登校前に発生した場合

①休校とする。登校しない。

(2) 登校中に発生した場合

①自分の身の安全を確保することを最優先し、原則として帰宅する。

※帰宅が困難な場合は、学校または避難施設等に避難する。

②地震の発生にともなう指示は学校からしない。

※地震の有無にかかわらず、愛知県私学協会または愛知県教育委員会が休校を決定した時は、本校も同じく休校とする。また愛知県以外に在住の生徒は、自宅所在地の県私学協会または県教育委員会が休校を決定した時は登校しない。

大地震に関する情報が発表されたとき

1. 南海トラフ地震に関する地震注意情報や警戒宣言が発表された場合

(1) 登校前に発表された場合

①休校とする。登校しない。

(2) 登校中に発生した場合

①自分の身の安全を確保することを最優先し、原則として帰宅する。

※帰宅が困難な場合は、学校または避難施設等に避難する。

※警戒宣言が発表されると、公共交通機関の運行が停止されるので、自治体や公共交通機関の指示に従って避難する。

②家族との連絡に努める。

(3) 登校後に発令された場合

①授業を即時中止するとともに、生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（校内において待機など）を迅速に行います。

②安全の確認ができたのちに、一斉メール配信などにより、保護者への連絡を行い、下校させる。

※公共交通機関の運行が停止するなど帰宅が困難な場合や、戸外通行が危険と認める場合には、該当生徒の戸外通行の危険が無くなるまでは下校させない。

③校内で待機させた場合は、安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。

※気象庁の「地震災害に関する警戒解除宣言」が発せられた時には、翌登校日から授業を再開する。

弾道ミサイル発射などの武力攻撃による全国瞬時警報(Jアラート)が発表されたとき

(1) 登校前に発表された場合

- ①登校せず、自宅で待機する。

(2) 登校中に発生した場合

- ①自分の身の安全を確保することを最優先し、原則として帰宅する。
※帰宅が困難な場合は、そのまま登校する。

※警報が解除され安全が確認された場合の登校の判断は、気象警報発令の際の登校判断に準じる。

(3) 登校後に発令された場合

- ①授業を即時中止するとともに、生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（校内において待機など）を迅速に行います。
- ②警報が解除された場合は、安全の確認ができたのちに授業を再開する。または、一斉メール配信などにより、保護者への連絡を行い、下校させる。